

構造改革特別区域計画

1．構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮崎県東諸県郡綾町

2．構造改革特別区域の名称

綾町すこやか食育給食特区

3．構造改革特別区域の範囲

宮崎県東諸県郡綾町の全域

4．構造改革特別区域の特性

綾町は、宮崎県のほぼ中央部、宮崎市の西方20kmに位置し、総面積95.21km²である。地勢は、東部が一部平坦地になっているのを除き、西北部に広大な森林が広がり、町面積の約80%を山林が占める典型的な中山間地域である。

またこの森林は九州中央山地に連なっており、宮崎市の大淀川にそそぐ上流域の綾南川、綾北川に囲まれた山岳地帯は全国でも有数の常緑広葉樹に覆われた天然の照葉樹林地帯であり、緑の国勢調査では3,000haという日本一の広さを誇る照葉樹林地帯として認められ、昭和57年に九州中央山地国定公園に指定された。またこの森を流れる綾南川と綾北川は「日本名水百選」にも選定された。これらに自然は「日本の自然百選」、「森林浴の森百選」、「水の郷」認定、「水源の森百選」等の受賞及び指定を受けている。

本町においては、この自然を活かした町づくりを進め、綾町憲章に「自然生態系を生かして育てる町にしよう」と掲げている。農業分野では昭和63年7月に「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、食の安全と消費者に信頼され愛される農業を確立するため、自然生態系農業の町づくりに生産者・農協・町が一体となって取り組んでいる。また平成13年11月からは日本農林規格に基づく「有機JAS登録認定機関」として有機農産物の認定業務も行っている。

有機農産物の販路は生協などの産直提携を中心に行われている一方で、地元で生産された農産物は地元で消費しようという「地産地消運動」の高まりから、学校給食をはじめ町内の公共施設では食材のほとんどを町内で生産される安全・安心な農産物により供給できる体制を整えている。

人口は、昭和35年の10,068人をピークに昭和36年以降は減少を続け、昭和55年には7,261人の最低値を記録したがその後は微増傾向が続き、平成12年からはほぼ横ばいで推移している。平成17年国勢調査による人口は7,478人、世帯数2,820世帯となっている。そのうち65歳以上人口の高齢者は2,072人と人口の27.7%を占めており、平成2年に20%を超えてから高齢化が進展している。また出生者数について、昭和45年当時は100人程度だったものが平成になり50人程度となり少子化も進行している

本町には、3歳未満児の私立保育所が1箇所、私立幼稚園が1箇所、また公立は南俣保育所、中坪保育所、北俣保育所の3箇所の保育所を運営している。また児童福祉事業として、延長保育・一時保育、また子育て支援センターを設置しているが、近年、女性の就業機会の増加、核家族化の進展などを背景に更に保育ニーズは高まっていくものと考えられ、更にきめ細やかな保育・子育て支援が求められている。

また厳しい財政事情の中、人員や経費の削減も必要となってくる。

このような中、公立保育所における給食の外部搬入を実施することにより、保育所における調理員の人件費削減、給食材の一元購入、調理業務の効率向上など保育所運営における合理化を図る必要がある。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本計画では、南俣保育所と北俣保育所の2箇所の公立保育所に、中坪保育所で調理した給食を外部搬入するものである。調理部門を1箇所に集約することで、給食調理業務の効率化、安定化、経費削減が図られ、また食材の調達が用意になる。またこのことにより、園児一人当たりの保育コストも削減され、少子化が進む本町において今後の保育所の合理化・子育て支援サービス等の充実に繋がっていくものとする。

認定を受けることにより、「地産池消の食育」を柱とした公立保育所における総合的な食育が可能となるほか、行財政改革の推進や、農業振興などの地域活性化の面においても大きな効果が期待できる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本町では物の豊かな時代だからこそ、体により安全な食を選ぶ力を身につけ、食を通じた家族の形成、豊かな人間性の育成を図ることを目的として「食育」を推進している。

また全公立保育所職員と栄養士による給食献立会を定期的を開催することなどにより、一人一人の年齢や発達段階に応じた決め細やかな給食を提供していく。また食物アレルギー児や体調不良児については栄養士の専門的な調理指導のもと、柔軟な対応が可能となる。

公立保育所における給食の外部搬入を実施することにより、保育所運営の効率化と、多様化する保育ニーズへの対応など児童福祉の充実を図る。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

調理を集約して行うことにより、給食材料の一括購入を行い、保育所での調理業務の経費の削減を図る。また調理員の配置の適正化・作業効率の向上を図ることにより、保育所運営における人件費の削減を図る。

保育所運営経費の削減等の合理化を図ることにより、厳しい町財政の中で、実施する乳児保育・延長保育・一時保育や地域子育て支援などの経費にあてることとし、本町における保育サービスの充実と児童福祉の向上を図る。

地産池消の考えのもと、地場産品を一括購入することにより安定した食材の購入が可

能となり、地元商店の振興及び農業の振興に寄与できる。

8．特定事業の名称

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）

9．構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・公立保育所における一貫食育

各保育所長及び調理を担当する中坪保育所の栄養士による給食献立会を連携して開き、公立保育所において同一の給食提供することにより、町内全域において一貫した食育を推進できる。

・地産地消の推進

公立保育所の給食を一括して調理することにより、安全で安心な地元の有機農産物を一括して購入することができる。このことにより、乳幼児に安全な給食ができるとともに、地域産業の活性化にも期待ができる。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

綾町内の町立保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成19年5月1日

4. 特定事業の内容

特別区域内における町立保育所の給食において、現在、南俣保育所、中坪保育所、北俣保育所の3箇所の公立保育所毎に調理している給食を中坪保育所に集約し、南俣保育所、北俣保育所へは中坪保育所からの外部搬入方式に変更する。搬入方式への変更に伴い、調理する中坪保育所に搬送車を購入する予定であり、各保育所間の移動所要時間は5分程度と比較的近隣のため、配送開始から搬入完了までは15分程度である。中坪保育所の調理設備は3箇所の保育所の給食調理に対応できるものである。

10時と3時のおやつも調理が必要なものであれば同様の方式とする。

特別区域内にある保育所

- ・南俣保育所（中坪保育所より外部搬入）
- ・北俣保育所（ ” ” ）
- ・中坪保育所（認定後に調理、配送する保育所）

5. 当該事業の特例措置の内容

3箇所の公立保育所はいずれも定員は60名で、総定員180名である。平成18年12月1日現在の措置数は184名である。調理する中坪保育所は現状の設備で300食程度の給食調理は可能である。なお認定後の各保育所調理員（各1名）は配膳、後片付等の時間のみ担当保育所での業務とし、搬入作業については調理員による対応とする。

【中坪保育所調理室の概要】

面積	72.2 k ²
職員配置数	栄養士1名、調理員4名
調理能力（1日）	300食
調理器具一覧	冷蔵庫・冷凍庫・食器等消毒乾燥保管機・野菜皮むき機・食器洗機・電子レンジ・オーブンレンジ・回転釜（2機）

給食の外部搬入を実施するにあたり、平成16年3月29日雇児発第0329002号により構造改革特別地域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の「2留意事情」について、及び平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」を遵守し、具体的には次のような措置をとる。

調理する中坪保育所の専用調理室は明るくて安全で清潔な調理室である。設備面については、調理室として必要な加熱、保存、配膳等のために必要な機能を有している。

搬入する南俣保育所、北俣保育所においては過熱、保存、配膳等を行うために必要な設備また、配膳に必要なスペースは有している。

調理方法については園児の年齢や発達段階、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、3歳未満についてはさらにきざみ方を食べやすく飲み込みやすくなる工夫をし、離乳食については園児の月齢、発育状況に配慮した給食を提供する。また食物に対するアレルギー児童については、入所の際必ず全保護者よりアレルギーの状況を聞きだし、職員によって把握するとともに、中坪保育所施設内でそれぞれ別途に対応し給食する。体調不良児への対応は保育所において一人一人の子供の体調を把握し、それぞれに応じて調理形態を工夫した食事と水分補給に配慮するとともに、保護者と連携を密にして適切に保育対応する。保育中に体調が悪くなった児童については囑託医などに相談して、水分や適切な食事はできるよう配慮する。

また月1回、各保育所長及び調理保育所（中坪保育所）に配置している栄養士による給食献立会を実施し、必要な栄養量の確保及び3歳以上児と3歳未満児にわけた献立を作成するとともに、行事食等を取り入れたものとしていく。また、検食については、毎回調理後に栄養士が行うこととし、調理室の保存検食用冷凍庫で2週間の保存を行う。

特例措置による公立保育所における給食の外部搬入については、保育所と搬入元との間で委託内容の契約書を締結することが原則であるが、本町の場合1箇所のみ公立保育所で3箇所分の保育所の調理を集約して行う方式である。各公立保育所の設置者はいずれも町長であり、契約という行為に馴染まないと思われるため、調理保育所である中坪保育所と、外部搬入する南俣保育所及び北俣保育所の所長との間で覚書を締結し、委託内容を明確にして基準を遵守する予定である。

児童の給食はお昼1回、午後のおやつ1回（3歳未満児については午前午後各1回）であり、すべて中坪保育所で調理するものとする。なお、調理の不要なおやつについては各保育所に対応する。

中坪保育所は平成6年に新築した保育所である。安全安心に給食するため、その日の給食はその日に調理している。また、衛生管理や食中毒に関する各通知等を遵守するとともに、宮崎県が作成している「保育所給食の手引き」に従い、食品の衛生管理及び安全な給食提供については万全を期し、保健衛生面・栄養面について保健所による助言・相談等に従い適正に運用する。

給食の運搬においては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日社施第38号)」において準拠される「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14)」の第4の2の規定を遵守する。中坪保育所から搬入先である南俣保育所、北俣保育所までは15分以内で配送することができる。

給食の提供については食育プログラムに基づき実施している。保育所は集団生活のため、みんながそろって食べる楽しさと、作ってくれた人への感謝を込め食前食後のあいさつをしている。給食は基本的な生活習慣のひとつと考えており、食べ方、姿勢、偏食については、無理せずに個々の状況に応じて対応し、「楽しく食べる」ために言葉かけや好きな友達と一緒に座って食べる工夫などしている。食事の内容・回数・時期や食材の大きさ食感にも考慮する。また食育を推進する観点から、地元で生産される有機農産物をふんだんに取り入れ、地産地消を図るとともに、児童が安全にそして安心して食べられる給食とする。

【配送計画】

午前9時	調理開始
午前11時35分	中坪保育所出発
午前11時38分	南俣保育所到着 調理室へ搬入、調理室にて配膳、保育室へ
午前11時43分	北俣へ向け出発
午前11時57分	北俣保育所到着 調理室へ搬入、調理室にて配膳、保育室へ
午後2時30分	おやつ配送にあわせ食缶回収